

秋田地方最低賃金審議会
秋田県最低賃金専門部会

議 事 録

令和7年度 第2回

令和7年8月8日(金)開催

1 日 時 令和7年8月8日(金) 13時30分～16時00分

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出 席 者

公益委員 3名中3名出席
臼木智昭 嵯峨 宏 松本和人

労働者委員 3名中2名出席
後藤正文 曾我章生

使用者委員 3名中3名出席
小野秀人 境田未希 時田祐司

[事務局] 秋田労働局

山口労働基準部長 佐藤賃金室長 佐藤賃金室長補佐
我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金の金額審議について
- (2) その他

5 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和7年度第2回「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会」を開催いたします。本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名、合計8名の委員が出席されました。

なお、欠席は、労働者代表委員 新関委員でございます。

最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各代表委員の3分の1以上の出席」が得られましたので、本専門部会は成立しましたことをご報告いたします。それでは、これからの議事進行は臼木部会長にお願いいたします。

○臼木部会長

皆様方お忙しい中、先日、長時間にわたってご議論いただいた直後ではございますが、再びお集まりいただきありがとうございます。

本日審議する議題は、議題1「秋田県最低賃金の金額審議について」、議題2「その他」となっております。

それでは、第1回の専門部会の議論に引き続き、議事に入ります。

審議を開始するにあたり、事務局から何か説明する事項はありますか。

○佐藤賃金室長

本日、机上に「参考資料5 変更」を配布させていただいております。まず、訂正がございます。右下の年度が2023年10月からとなっていますが、2024年10月から2025年5月までのデータとなっております。こちらの訂正をお願いします。

また、2024年4月以前のデータも追加しております。

もう一つお伝えいたします。地域別最賃の審議決定状況、他局の状況です。Aランクの東京・神奈川・千葉、Bランクの滋賀・栃木・長野・新潟で結審をしている状況です。プラス1円で結審したのが、千葉・栃木の二つ。新潟はプラス2円となっております。事務局からは以上です。

○臼木部会長

ただ今の説明について、ご質問・ご確認などがありましたら、ご発言願います。

○委員多数

特にありません。

○臼木部会長

特にないようですので、それでは、議題1「秋田県最低賃金の金額審議について」に入ります。前回、労使双方から、「基本的考え方」をご説明いただき、それに基づく金額として労働者側から現状プラス120円、使用者側現状プラス40円を提示していただきました。その後、労使会議で、基本的な考え方や情報共有、あるいは不足データ等の確認を行っていただき、前回の第1回では120円及び40円に関する金額に関する議論までは至らずに今日を迎えておりますが、今この時点で、先日ご提示していただいた金額を変更されたいといったことがありましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。特にありませんか。

○委員多数

特にありません。

○臼木部会長

現時点では労働者側120円、使用者側40円という提示額を前提にこれから議論に入って参りたいと思います。

今回は、前回に引き続き金額審議ということになりますが、本日の審議の進め方に関し

て、労使双方にお諮りしたいと思いますが、前回に引き続き、労使協議としますか、または、公労・公使での進めた方がよろしいでしょうか。

○後藤委員

前回に引き続きで労使でお願いします。

○臼木部会長

それでは、前回と同様に労使協議にさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

それでは、これからの個別会議は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程第7条第1項の「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開としてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

それでは、非公開といたします。

個別会議の場所等について、事務局からお知らせ下さい。

○佐藤賃金室長

労使会議の別室として、合同庁舎4階秋田労働局会議室。公益委員の打合せ場所として労働基準部長室を準備しておりますので、よろしくお願いいたします。

【 労使会議 別紙1「議事要旨」 】

○臼木部会長

大変お待たせ致しました。ただ今、別室で労使双方で前回に引き続き情報の共有、双方の考え方の確認、前回不足していたデータや考え方の裏付け資料のご提示をいただきながら改めて双方の提示した金額、考え方について議論をしていただき、現時点では、金額的

な面や考え方について完全な一致、合意には至っていないと伺っておりますが、この後はいかがいたしましょうか。従前のような公労・公使といった形で双方から公益委員が話を伺うスタイルを進めてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

それでは、改めて公労・公使会議をさせていただきます。こちらも同様に非公開でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

それでは、非公開とさせていただきます。

それでは労働者側からお願いします。

○佐藤賃金室長

それでは、公益委員が先に4階会議室で事務局と打ち合わせを行い、その後に、労働者側委員をお呼びいたします。その間、使用者側で打ち合わせを行いたい場合は、第一会議室をご利用ください。

【 公使会議・公労会議 別紙2「議事要旨」 】

○臼木部会長

それでは、審議を再開します。

本日、労使で意見交換を行ったうえで、先ほど公労及び公使会議を行いました。双方から意見を伺い、金額についてのご意見を伺いましたが、残念ながら合意には至りませんでした。

個別での意見はいただきましたが、各側から確認や質問等ございますか。

特にないようですので、本日の金額審議はこれまでにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

今回の専門部会は、金額審議を引き続き行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局から何かありますか。

○佐藤賃金室長

前回専門部会でご了承いただいておりますが、今回の専門部会は8月19日火曜日午後1時30分から、同じこの会議室で開催いたします。

また、専門部会審議終了後、午後3時から本審を開催し、改定額について結審がなされていけば専門部会報告と特定最低賃金改正決定の必要性の有無の諮問を行う予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、8月19日火曜日開催の第3回専門部会の開催通知につきまして、本専門部会終了後、各委員にお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○臼木部会長

それでは、今後の審議日程について、ご多忙のところ恐れ入りますが、各委員のご理解とご協力を引き続きお願いいたします。

それでは、これで本日の専門部会を終了します。ありがとうございました。